



事業の内容

介護サービス事業所から遠隔地に居住するサービス利用者の送迎・訪問に係る経費の一部を補助します。

対象となる介護サービス

訪問系サービス

- ・ 訪問介護
- ・ (介護予防) 訪問看護
- ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・ 第1号訪問事業

通所系サービス

- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防) 通所リハビリテーション
- ・ 第1号通所事業

補助の要件と補助金額

訪問系サービス

事業所から訪問する自宅までの距離が20キロメートルを超える場合

500円／回

通所系サービス

サービス利用者の自宅が次の地域にある場合

- ・ 糸魚川市大字大所
- ・ 糸魚川市大字山之坊
- ・ 糸魚川市大字上路

1,000円／日

【参考】市役所から概ね20km圏内(直線距離)

- ・訪問系サービスは、事業所からサービス提供する自宅までの距離が20kmを超える場合に補助します。
(地図中の半円は、直線距離で市役所から20km圏内の目安を示しています)
- ・通所系サービスは、平岩・木地屋(大所・山之坊)、上路が対象地区です。(最寄りの通所事業所から20km程度離れている地区)

